

将来につながる保育のために

平成 29 年 10 月 2 日
保健福祉部 保育課

区では、年々高まる保育ニーズに応えるため、保育施設の整備を中心とした待機児童解消対策を行い、保育環境の整備に努めています。それに伴い、保育事業への支出額は、平成 22 年度 142 億円から平成 28 年度決算見込みの 285 億円と倍増し、区全体の経費(一般会計)の 6 分の 1 となっています。

区は、高齢者対策や災害対策など、区民生活にかかる様々な施策に取り組んでいます。その中で、今後も継続して保育の質の維持・向上を図りつつ保育需要に応じていくためには、区立認可保育所の民営化をはじめ事業運営の効率化や利用者負担の見直しを行い、保育を利用されていない区民の方からのご理解もいただかなければなりません。保育をご利用いただいている皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

保育料を見直します

認可保育所を運営するための経費として、平成 28 年度に区が支出した額は、施設整備費等を除くと、約 173 億円の運営経費になりました。そのうち、保護者の負担(保育料)は約 20 億円、運営費全体に占める負担率は 11.6%です。これを 23 区で比較してみると、23 区全体の平均負担率は 12.9%、平均年収が杉並区に近い 10 区の平均は 14.1%でした。

<平成 28 年度の運営経費の負担割合>

保護者の負担	国の負担	都の負担	区の負担
11.6%	7.0%	4.8%	76.6%

<杉並区の保育料と国の基準>

【例】 年収 700 万円世帯での比較			
国の基準額		区の保育料	
0 歳児	61,000 円	0 歳児	27,500 円
5 歳児	58,000 円	5 歳児	18,000 円

認可保育所の保育料は、所得に応じて定められた「国の基準額」を上限として、区が決定しています。杉並区の保育料は、これまで約 20 年間、大きな変更をしておりません。そのため、区の平均保育料は、国の基準額の約 3 分の 1となっています。このように、認可保育所を運営するためには、多くの税金が使われています。

【見直しの基本的な考え方】

- ❖ 平成 30 年 4 月の保育料改定を目指しています。
- ❖ 応能性、応益性に基づいた利用者負担とします。
- ❖ 利用者間の負担の公平性を確保します。
- ❖ 国基準、他自治体の状況を踏まえた負担割合とします。
- ❖ 今後も持続可能な保育事業の確保を図ります。

【具体的な見直し内容】

- 歳児ごとの経費に見合った負担となるよう、保育料の区分を 0 歳児、1・2 歳児、3 歳児以上の 3 つに変更した上で、利用者全体の保育料を見直します。
- 高所得世帯について、最高階層を引き上げ、階層を追加します。
- ひとり親世帯等を除く非課税世帯についても、一定程度の負担をお願いします。

※ 改定後の保育料は、現行保育料の 1～3 割程度の増額となる見込みです。

区立認可保育所の民営化を進めます

現在、区内には 100 か所を超える認可保育所がありますが、そのうち区立の保育所には国や都からの補助金がないため、園児 1 人当たりにかかるコストは、私立の保育所の 2 倍となっています。

区では、今後とも増加が見込まれる保育需要に対応するためには、区立保育所の民営化を進めていく必要があると判断し、30 年度から 36 年度までの 7 か年で 8 か所の民営化を計画しています。

【これまでに決まった民営化の計画】

- ❖ 平成 30 年 7 月 上井草保育園
(平成 30 年 4 月～6 月は民営事業者が現園舎で、運營業務委託により運営します。)
- ❖ 平成 31 年 4 月 杉並保育園
- ❖ 平成 32 年 4 月 中瀬保育園、井荻保育園

平成 33 年度以降も民営化を進めますが、対象となる園は民営化する 2 年前までに公表いたします。そのため、お子さんが区立保育園在園中に民営化となる場合があります。民営化にあたっては保護者の皆さまのご意見をうかがうとともに、民営化後も、区が施設へ巡回するなど、引き続き保育の質の維持・向上に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。